

議案第 4 6 号

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号。以下「府令」といいます。）の一部改正を踏まえ、港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年港区条例第 2 8 号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

国家戦略特別区域に限って認められていた、3 歳児から 5 歳児までのみを対象とした小規模保育事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」といいます。）について、区域に限られずに実施を可能とする児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の改正に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業の実施について必要な運営基準を定める府令改正が行われました。

この府令改正を踏まえ、条例の一部を改正します。

2 改正内容

- （1）満 3 歳以上限定小規模保育事業者は、満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに利用定員を定めなければならないこととします。
- （2）その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
目次 第一章・第二章（略） 第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第一節・第二節（略） 第三節 特例地域型保育給付費に関する基準（第五十一条―第五十二条） 第四章（略） 付則 （中略） （定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〇五（略） 六 満三歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第六条の三十項に規定する小規模保育事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）をいう。	目次 第一章・第二章（略） 第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第一節・第二節（略） 第三節 特例地域型保育給付費に関する基準（第五十一条・第五十二条） 第四章（略） 付則 （中略） （定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〇五（略） 六 小規模保育事業 児童福祉法第六条の三十項に規定する小規模保育事業をいう。

七 満三歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第六条の第三十項に規定する小規模保育事業（同項第三号に掲げる事業に限る。）をいう。

八 (略)

九 (略)

十 (略)

2 (略)

(中略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第六条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

七 (略)

八 (略)

九 (略)

2 (略)

(中略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第六条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども数に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 （略）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第七条 （略）

2 特定教育・保育施設は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（中略）

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数、当該特定教育・保育施設と同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども数に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 （略）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第七条 （略）

2 特定教育・保育施設は、法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（中略）

(利用者負担額等の受領)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

一・二 (略)

三 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

イ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額未満である者に対する副食の提供

(1) 教育認定子ども 七万七千一百円

(2) 満三歳以上保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ(2)において同じ。) 五万七千七百円(子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、七万七千一百円)

(利用者負担額等の受領)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

一・二 (略)

三 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

イ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額未満である者に対する副食の提供

(1) 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 七万七千一百円

(2) 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ(2)において同じ。) 五万七千七百円(子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。）が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(2)に定める者に該当する者に対する副食の提供（イに該当するものを除く。）

(1) 教育認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

(2) 満三歳以上保育認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

ハ (略)

四・五 (略)

5・6 (略)

(中略)

(利用定員の遵守)

あつては、七万七千一百円）

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。）が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(2)に定める者に該当する者に対する副食の提供（イに該当するものを除く。）

(1) 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

(2) 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

ハ (略)

四・五 (略)

5・6 (略)

(中略)

(定員の遵守)

第二十二條 (略)

(中略)

(虐待等の禁止)

第二十五條 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三條の十第一項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第二十七條の二第一項各号、学校教育法第一條に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第二十八條第二項において準用する認定こども園法第二十七條の二第一項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(中略)

(特別利用保育の基準)

第三十五條 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、法第三十四條第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

第二十二條 (略)

(中略)

(虐待等の禁止)

第二十五條 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三條の十第一項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第二十七條の二第一項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第二十八條第二項において準用する認定こども園法第二十七條の二第一項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(中略)

(特別利用保育の基準)

第三十五條 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第十九條第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、法第三十四條第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満三歳以上保育認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第一項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子どもとあるのは「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第二号」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号(1)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号(2)中「満三歳以上保育認定子ども」とあるのは「満三歳以上保育認定子ども（特別利用保育

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第一項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号(2)中「教育・

を受ける者を含む。」とする。

(特別利用教育の基準)

第三十六条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満三歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る満三歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項に

保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第三十六条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項に

において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子どもとの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号ロ(2)中「満三歳以上保育認定子ども」とあるのは「満三歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第三十七条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては一人以上五人以下とし、小規模保育事業A型（港区家庭的保育事業等の

において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとの総数」ともに該当する教育・保育給付認定子どもとの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第三十七条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては一人以上五人以下とし、小規模保育事業A型（港区家庭的保育事業等の

設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。第四十二条第三項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第二十八条に規定する小規模保育事業B型をいう。第四十二条第三項において同じ。）にあつては六人以上十九人以下とし、小規模保育事業C型（同条例第二十八条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあつては六人以上十人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては一人とする。

2| 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）第二十九条に規定する小規模保育事業A型をいう。第四十二条第三項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第三十二条に規定する小規模保育事業B型をいう。第四十二条第三項において同じ。）にあつては六人以上十九人以下とし、小規模保育事業C型（同条例第三十四条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあつては六人以上十人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては一人とする。

2| 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業所ごとに、法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十四条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子ども、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子ども）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員）を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上

一 家庭的保育事業、満三歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

二 事業所内保育事業 法第四十三条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者(満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

(中略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第三十九条 (略)

2 特定地域型保育事業者(満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節(第四十三条第一項を除く。)において同じ。)の総数が当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係

の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(中略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第三十九条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定によ

る利用定員の総数を超える場合には、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3| 特定地域型保育事業者(満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4| 特定地域型保育事業者は、前二項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5| 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第四十二条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

る認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3| 特定地域型保育事業者は、前項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4| 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満三歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第四十二条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第四十条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第四十一条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第四十二条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第七項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第四十条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第四十一条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満三歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第四十二条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第七項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

一 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

二（略）

三 当該特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。第六項、第七項、第十一項及び第十二項において同じ。）により特定地域型保育（満三歳以上限定小規模保育を除く。第六項、第七項及び第十二項において同じ。）の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあつては、第三十七条第二項に規定するその他の法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6（略）

7 前項の場合（同項第二号に該当する場合に限る。）において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げる施設（入所定員が二十人以上のものに限る。）又は満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、区長が

一 特定地域型保育の提供を受けている満三歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

二（略）

三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあつては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6（略）

7 前項の場合（同項第二号に該当する場合に限る。）において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げる施設（入所定員が二十人以上のものに限る。）であつて、区長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に

適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。						
一・二 (略)						
8	特定地域型保育事業者(満三歳以上限定小規模保育事業に限る。)					
	は、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、					
	同項第三号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。					
9	(略)					
10	(略)					
11	(略)					
12	(略)					
(利用者負担額等の受領)						
第四十三条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者(満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)						
から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第二十九条第三項第二号に掲げる額をいう。)						
の支払を受けるものとする。						
2ゝ6	(略)					
(中略)						
(運営規程)						

係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。						
一・二 (略)						
8	(略)					
9	(略)					
10	(略)					
11	(略)					
(利用者負担額等の受領)						
第四十三条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第二十九条第三項第二号に掲げる額をいう。)						
の支払を受けるものとする。						
2ゝ6	(略)					
(中略)						
(運営規程)						

第四十六条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営に関する重要事項について、規程を定めなければならない。

一〇六 (略)

七 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項（第三十九条第二項及び第三項の規定による選考の方法を含む。）

八〇十一 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十七条 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業ごとに職員の勤務の体制を定めなければならない。

二 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

三 (略)

(利用定員の遵守)

第四十八条 (略)

(記録の整備)

第四十九条 (略)

第四十六条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営に関する重要事項について、規程を定めなければならない。

一〇六 (略)

七 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項（第三十九条第二項の規定による選考の方法を含む。）

八〇十一 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十七条 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業ごとに職員の勤務の体制を定めなければならない。

二 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

三 (略)

(定員の遵守)

第四十八条 (略)

(記録の整備)

第四十九条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に關する次に掲げる記録を整備し、当該保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供が終了した日から五年間保存しなければならない。

一五 (略)

(準用)

第五十条 第八条から第十四条まで(第十条及び第十三条を除く。)、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第十一条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第十四条第一項中「施設型給付費(法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは、「地域型保育給付費(法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第十九条において」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第二項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第十九条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第二十五条中「各号(幼保連携型認定子ども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定子ども園法第二十七条の二第一項各号、学校教育法第一条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第二十八

2 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に關する次に掲げる記録を整備し、当該満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供が終了した日から五年間保存しなければならない。

一五 (略)

(準用)

第五十条 第八条から第十四条まで(第十条及び第十三条を除く。)、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第十一条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満三歳未満保育認定子どもに限り、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第十二条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第十四条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第一項中「施設型給付費(法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは、「地域型保育給付費(法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第十九条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第二項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第十九条中「施設型給付費」と

条第二項において準用する認定（こども園法第二十七条の二第一項各号）とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

第三節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第五十一条 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満三歳未満保育認定子ども（第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満三歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第三十条第一項の特

あるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第三節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満三歳未満保育認定子ども（次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第三十条第一項の特

例地域型保育給付費をいう。次条第三項及び第五十二条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第三十七条第三項、第三十九条第三項及び第四十条第二項を除き、前条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。第五十二条第三項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節（第四十三条第一項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除き、第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満三歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同条第三号」と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教

例地域型保育給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第四十条第二項を除き、前条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。次条第三項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同条第三号」と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」とする。

第五十一条の二 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2| 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳以上保育認定子どもの総数が、第三十七条第三項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3| 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第三十七条第二項、第三十九条第二項及び第四十

給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」とする。

条第二項を除き、第五十条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第三項中「第十九条第二号」とあるのは「第十九条第一号」と、「満三歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定こども」と、「同号」とあるのは「法第十九条第二号」と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「第二十九条第三項第一号に掲げる」とあるのは「第三十条第二項第二号に内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第五十二条 特定地域型保育事業者(満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が満三歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る満三歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども(第五十一条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。)の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者(満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育

(特定利用地域型保育の基準)

第五十二条 特定地域型保育事業者が法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲

給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満三歳以上保育認定子ども）（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び満三歳以上保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（後略）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

ける小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び満三歳以上保育認定子ども（令第四条第一項第二号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（後略）